

令和元年 7月16日

住宅局 住宅生産課

「建築物の省エネ改修工事」の提案募集を開始します！

～令和元年度既存建築物省エネ化推進事業の第2回提案募集～

国土交通省では、既存建築物の省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図るため、民間事業者等が行う既存建築物の省エネルギー性能の向上に資する改修等を支援しております。【別紙1参照】今年度の支援対象事業の選定に向け、本日より、企画提案の募集を開始します。また、8月5日より全国2会場で、事業者向け説明会を開催します。【別紙2参照】

1) 主な事業要件

- ① 躯体（外皮）の省エネ改修工事を行うもの
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して、20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を行うもの
(ただし、躯体（外皮）の改修面積割合が20%を超える場合は、15%以上の省エネ効果とする)
- ③ 改修後の建築物の省エネルギー性能を表示するもの
- ④ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすもの
- ⑤ エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むもの
- ⑥ 事例集等の作成に対し、情報提供に協力すること
- ⑦ 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上のもの（複数の建築物の事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可）
- ⑧ 改修後に耐震性を有すること など

2) 補助対象費用

- ① 省エネ改修工事に要する費用
- ② エネルギー使用量の計測等に要する費用
- ③ バリアフリー改修工事に要する費用（省エネ改修工事と併せて行う場合に限る）
- ④ 省エネルギー性能の表示に要する費用

3) 補助率・補助限度額

補助率：補助対象費用の1/3

補助限度額：5,000万円/件（設備改修に係る補助限度額は2,500万円まで）

※バリアフリー改修を行う場合は、当該改修に係る補助額として2,500万円
または省エネ改修にかかる補助額を限度に加算

※詳細は事務局HPに掲載している募集要領をご確認ください。

4) 応募期間

令和元年7月16日(火)～令和元年8月28日(水)

5) 応募方法

応募期間内に、提案書を郵送により提出(消印有効)

※募集方法や応募書類の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

6) 今後の予定

- ・8月5日より全国2会場で「住宅・建築物 省エネ・省CO₂ 関連支援事業説明会」を開催します。(参加費無料)

詳細は、以下のホームページをご確認ください。

<http://www.jsbc.or.jp>

- ・応募提案については審査の上、10月を目処に採択事業を公表する予定です。

<問い合わせ先>

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

※事業要件、応募方法の詳細、提案書の様式等は以下のHPをご確認ください。

H P : <http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>

メール : kaishu@hyoka-jimu.jp (原則、メールにてお問い合わせください)

電話 : 03-3222-8055 FAX : 03-3222-7722

<担当>

国土交通省 住宅局 住宅生産課 課長補佐 道見 聡 係長 伊原 冬樹

電話 : 03-5253-8111 (内線 39-429,39-437)

FAX : 03-5253-1629